

道外の研修施設における安全教育訓練の受講について

○ 交付対象

交付対象者は研修施設における訓練受講時、及び申請時に会員であり、会費未納等が無い者とします。

交付対象受講者は北海道内の地区トラック協会に所属する会員事業所に所属する運転者とします。

○ 助成対象研修施設

- (1) 一般社団法人愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター
- (2) 一般社団法人埼玉県トラック協会 埼玉県トラック総合教育センター
- (3) 自動車安全運転センター安全運転中央研修所
- (4) クレフィール湖東交通安全研修所
- (5) 総合交通教育センター ドライビングアカデミー弘前
- (6) 総合交通教育センター ドライビングアカデミー宮城
- (7) 秋田モータースクール
- (8) 総合交通教育センター ドライビングアカデミー茨城
- (9) 総合交通教育センター ドライビングアカデミー南湖
- (10) 総合交通教育センター ドライビングアカデミー栃木
- (11) 総合交通教育センター ドライビングアカデミーぐんま
- (12) 総合交通教育センター ドライビングアカデミー千葉
- (13) 総合交通教育センター ドライビングアカデミー小田原
- (14) 新潟自動車学校
- (15) 総合交通教育センター ドライビングアカデミー中越
- (16) 総合交通教育センター ドライビングアカデミー長野
- (17) 総合交通教育センター ドライビングアカデミー大原
- (18) 総合交通教育センター ドライビングアカデミーABOSHI
- (19) 総合交通教育センター ドライビングアカデミーテクノ
- (20) 阿波自動車学校
- (21) 総合交通教育センター ドライビングアカデミーONGA
- (22) 総合交通教育センター ドライビングアカデミー佐賀
- (23) 総合交通教育センター 八代ドライビングスクール
- (24) 総合交通教育センター ドライビングアカデミーMIYUKI

○ 助成対象研修・助成額・助成限度人数

- 1 別表1・2に定める研修を対象とし、受講料全額を助成します。受講料以外の費用については助成を行いません。
- 2 助成限度人数は定めません。

○ 受講申込及び助成金の請求

- 1 受講を希望する会員は研修施設に直接申込を行い、運転者に研修を受講させてください。なお、申込の取り下げ又は受講中止等により受講料の一部又は全額の支払いが発生した場合は会員がこれを負担し、北ト協は助成を行いません。

2 研修受講後は以下の書類に必要事項を記入し、北ト協に提出してください。

(1) 北ト協で定めた様式

(i) 様式1「安全教育訓練受講料助成金実績報告書(兼助成金交付請求書)」

(2) 添付書類

(i) 研修修了証の写し

(ii) 受講料が確認できる書類の写し

(iii) 様式2「研修参加報告書」

※ 研修施設から受講者が研修受講時に記入したアンケート等の控えが発行されている場合はその写しで代用することができます。

○ 請求期限

1 請求期限は、令和8年3月13日までとします。

2 期間内であっても、本事業の予算に達した場合、その時点で受付を終了します。

また、助成金の交付を受けられなかった会員の不利益等に対する責任は、北ト協では負いかねます。

○ その他必要な事項

これに定めるもののほか、本事業に関するその他の必要事項は、北ト協がこれを定めます。